

<p>第 180 回 都市懇サロン レポート</p>	<p style="text-align: center;">平成 26 年度都市局関係施設の概要について —国土交通省では、都市構造の集約に向けて「都市再生特別措置法の一部を改正する法律案」等、平成 26 年度において各種施策を検討しており、その概要について説明—</p>		
<p>講 師</p>	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室長 中村 純 氏</p>	<p>開 催 日</p>	<p>平成 26 年 4 月 15 日(火) 18 : 00~20 : 00</p>
<p>講 師 プロフィール</p>	<p>昭和 62 年 建設省入省 平成 19 年 国土交通省 都市・ 地域整備局 都市計 画課 建設専門官 平成 21 年 姫路市役所都市局長 平成 23 年 人事院人材局交流派 遣専門員(東海旅客 鉄道株式会社勤務) 平成 25 年 7 月から現職</p>		
<p>お話の概要</p>	<p>都市再生特別措置法改正案を閣議決定。税制措置、法制度も含めた一体的総合的な政策パッケージとして推進する。立地適正化計画作成費用の支援制度もある。</p> <p>背景 昨年度、「都市再構築戦略検討委員会」を設置し、人口減少の局面の下で中長期的な視点に立った都市構造の再構築の推進、都市の国際競争力の向上等に向けた戦略を検討。地方都市の急激な人口減と大都市の高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保のためには、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、市町村によるコンパクトなまちづくりを支援することが必要。</p> <p>改正法の概要 市町村が包括的なマスタープランを作成し、民間の都市機能への投資や居住を誘導するための土俵づくりをする「立地適正化計画」を作成できる。都市機能の立地を誘導する「都市機能誘導区域」と居住を誘導する「居住誘導区域」を設定し、区域内に誘導する施設を容積率緩和などで優遇する。区域外においては、一定規模以上の住宅建設の届出や市町村の判断で開発許可の対象にすることも可能にする。あわせて地域公共交通活性化再生法とも連携し、地域公共交通の充実を目指す。</p>		
<p>意見交換 の概要</p>	<p>▼立地適正化計画は、全体のまちづくりに影響するものなのでマスタープランにも事業計画にもなり得るもの▼国の認定はなく、提出することができる▼概ね5年ごとに、施策の実施状況についての調査、分析、及び評価を行うよう努めるものとしている▼立地適正化計画で居住誘導区域外(周辺)とされた区域の資産価値低下の懸念もあるが、富山市のまちづくりではそのような傾向は見られず、計画を作成するかどうか、またどう運用するかは市町村の判断による。</p>		
<p>記録者の ひとこと</p>	<p>現時点ではガイドライン等はないとのことだったが、この計画がうまく活用され、将来において持続可能なまちが実現できるといいと思った。 <p style="text-align: right;">《都市懇サロン運営部会 委員 飯田のり子》</p> </p>		